

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの創出及び省エネルギーに資する設備（以下「低炭素化設備」という。）の導入を支援することにより、家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図り、もって本市におけるゼロ・カーボンの実現に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 報奨金は、第5条第1項の規定による申請の際に、次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する。

- (1) 本市の区域内に所在する住宅に低炭素化設備を設置し、利用していること。
- (2) 前号の住宅（以下「対象住宅」という。）が所在する場所に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 対象住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、低炭素化設備が居住部分で利用されていること。
- (4) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

(低炭素化促進設備)

第3条 低炭素化設備の種類及び要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(報奨金の額等)

第4条 報奨金の額は、次の表に定める額とし、当該年度の予算の範囲内で支給する。

低炭素化設備の種類	報奨金の額
LED 照明器具	購入費用の2分の1 (上限5千円)
太陽光発電設備	3万円
昼間沸上げ形自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機(おひさまエコキュート)	3万円
リチウムイオン蓄電池	4万円
電気自動車及びPHEV車	8万円

2 報奨金は、第9条第1項に規定する支給決定者に対し商品券で交付する。この場合において、当該商品券の種類は、次の表のとおりとする。

支給決定者の住所地	商品券の種類
鹿沼地区、菊沢地区、東大芦地区、北押原地区、板荷地区、西大芦地区、加蘇地区、北犬飼地区、東部台地区、南摩地区及び南押原地区	鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券
栗野地区、粕尾地区、永野地区及び清洲地区	栗野商工会の発行する栗野商品券

(支給申請)

第5条 報奨金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低炭素化設備の設置及び支払が完了した後において、鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭用低炭素化設備導入実績書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は低炭素設備の導入に係る売買契約書等の写し

- (3) 費用内訳書（設備の設置に要する費用の内訳が分かるもの）
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 低炭素化設備の設置状況が把握できるカラー写真（LED 照明にあっては、交換前後の写真）
 - (6) 工事等完了証明書（様式第 3 号）
 - (7) 電気自動車及び P H E V 車にあっては、自動車検査証の写し
 - (8) L E D 照明器具にあっては、設置前器具が L E D でないと証明できるもの（保証書等）
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- （申請の欠格要件）

第 6 条 次の場合は、前条の規定による申請（以下「申請」という。）をすることができない。

- (1) 過去に報奨金の支給を受けた者が、その低炭素化設備と同一の種類に区分される低炭素化設備について、再度申請をしようとする場合
 - (2) 国、県、他の市町村等から補助金、助成金その他の給付（市長が別に定めるものを除く。）を受け導入した低炭素化設備について、申請をしようとする場合
- （支給決定）

第 7 条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、報奨金支給の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該年度の予算が不足することを理由として、報奨金の不支給を決定することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給決定通知書（様式第 4 号。以下「決定通知書」という。）又は鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金不支給決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。
- （条件）

第 8 条 前条第 2 項の規定により報奨金を支給する旨の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該通知に係る低炭素設備について次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の建物に移設すること（短時間の移設を除く。）又は家庭用以外の用途に転用すること。
- (2) 使用貸借又は賃貸借の対象とすること。
- (3) 他人に譲渡すること。

- 2 前項の行為を禁止する期間は、前条第 2 項の規定による通知を受けた日から 1 0 年間とする。
- （報奨金の受領等）

第 9 条 受給者は、決定通知書に記載された受取期限までに、商品券を受領しなければならない。

- 2 受給者は、商品券を受領しようとするときは、環境クリーンセンターの窓口において決定通知書及び本人確認書類を提示するとともに、鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給決定通知書の報奨金（商品券）受領書に署名しなければならない。

- 3 受給者以外の者が商品券を受領しようとするときは、前項に定めるもののほか、委任状を市長に提出しなければならない。

- 4 受給者が第 1 項の受取期限までに商品券を受領しなかったときは、当該受給者に商品券が支給されたものとみなす。

（支給決定の取消及び報奨金の返還）

第 1 0 条 市長は、受給者が不正な手段により報奨金の支給を受け、又は第 8 条の規定に違反したと認めるときは、報奨金の支給決定を取り消し、期間を定めて当該報奨金の全部又は一部の

返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により報奨金の返還を命ずるときは、報奨金返還命令書（様式第6号）により、受給者に通知するものとする。

（協力依頼）

- 第11条 市長は、必要に応じて、受給者に低炭素化設備の利用状況、発電量等に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

- 2 受給者は、前項の規定により協力を求められたときは、正当な理由なしに当該協力を拒んではならない。

（補則）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（適用期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

（鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給要綱の廃止）

- 2 鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

（鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱の廃止）

- 3 鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

（経過措置）

- 4 改正後の鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱の規定は、平成31年度以降の年度分の報奨金の支給について適用し、平成30年度分までの報奨金の支給については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年1月26日決定）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月17日決定）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日決定）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月 日決定）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 LED照明器具

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 屋内に固定して使用するものであること。（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及び屋外用のものは対象外とする。）
- (2) 蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外の照明器具から買換えを行ったものであること。（電球のみの交換、LEDからLEDへの買換え及び照明器具の新設は対象外とする。）
- (3) 新品の未使用品であること。
- (4) 報奨金の申請をした日が属する年度の4月1日以後に導入されたものであること。

(5) 対象住宅は、LED 照明器具の買換え時点において、建築後 1 年を経過していること。

2 太陽光発電設備

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が、3KW から 10KW までであること。
- (2) 住宅用の新品で未使用品であること。
- (3) 報奨金の申請をした日が属する年度の前年度の 4 月 1 日以後に設置されたものであること。
- (4) 対象住宅は、太陽光発電設備の設置時点において、建築後 1 年を経過していること。
- (5) P P A、リースその他利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。

3 昼間沸上げ形自然冷媒（CO2）ヒートポンプ給湯器（おひさまエコキュート）

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 給湯器が、太陽光発電設備が設置されている対象住宅に設置されるとともに、当該太陽光発電設備と常時接続され、その太陽光発電余剰電力を使用して昼間に沸き上げを行うものであること。
- (2) 各メーカーにおいて、「おひさまエコキュート」として販売されているものであること。
- (3) 住宅用の新品で未使用品であること。
- (4) 報奨金の申請をした日が属する年度の前年度の 4 月 1 日以後に導入されたものであること。
- (5) 対象住宅は、給湯器の設置時点において、建築後 1 年を経過していること。
- (6) リースなど利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。

4 リチウムイオン蓄電池

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) リチウムイオン蓄電池が、太陽光発電設備が設置されている対象住宅に設置され、当該太陽光発電設備が発電した電力を充電可能な状態にあること。
- (2) 住宅用の新品で未使用品であること。
- (3) 報奨金の申請をした日が属する年度の前年度の 4 月 1 日以後に設置されたものであること。
- (4) 設置に要した経費の合計額が、50 万円以上であること。
- (5) 対象住宅は、リチウムイオン蓄電池の設置時点において、建築後 1 年を経過していること。
- (6) リースなど利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。

5 電気自動車及び P H E V 車

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 一般社団法人 次世代自動車振興センターが交付する C E V 補助金の補助対象車両であること。
- (2) 新品の未使用品であること。
- (3) 報奨金の申請をした日が属する年度の前年度の 4 月 1 日以後に導入されたものであること。
- (4) カーシェアリング、レンタルその他複数人による利用を前提とした導入方法でないこと。
- (5) 業務用途で使用するものでないこと。

様式第 1 号（第 5 条関係）

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所 鹿沼市

氏名

印

（本人自書による署名の場合は、押印は不要です。）

（令和 7 年度）鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給要綱第 5 条の規定により、次のとおり報奨金の支給について申請します。なお、当該報奨金の支給に必要な範囲において、市の職員が私の住民票、市税等の納入状況、建築確認の状況等を取得することについて同意します。

1 設置が完了した低炭素化設備

今回申請対象となる低炭素化設備に☑を記入してください。

低炭素化設備の種類	支給額
☐ LED照明器具	購入費用の 2 分の 1（上限 5 千円）
☐ 太陽光発電設備	一律 3 万円
☐ おひさまエコキュート	一律 3 万円
☐ リチウムイオン蓄電池	一律 4 万円
☐ 電気自動車及び PHEV 車	一律 8 万円

2 支給額

円

※ 1 で☑を記入した低炭素化設備の支給額の合計額を欄内に記入してください。

3 添付書類の確認

この申請書に添付した書類に☑を記入してください。

- ☐ 1 家庭用低炭素化設備導入実績書（様式第 2 号）
- ☐ 2 工事請負契約書の写し又は電気自動車購入に係る売買契約書等の写し
- ☐ 3 費用内訳書（低炭素化設備の設置に要した費用の内訳が分かる任意様式）
- ☐ 4 領収書の写し
- ☐ 5 対象住宅の全景及び低炭素化設備の設置状況が分かるカラー写真
- ☐ 6 工事完了証明書（様式第 3 号）
- ☐ 7 電気自動車及び PHEV 車にあっては、自動車検査証の写し

4 事業者による代理申請の場合

住 所

担当者名

事業者名

電話番号

代表者名

印

----- 事務処理欄 -----

受付年月日：

受付番号：低炭第 号

本人確認：

備考等：

様式第2号（第5条関係）

家庭用低炭素化設備導入実績書

申請者	〒 住所					
	ふりがな			電話番号 (携帯電話など日中繋がるもの)		
	氏 名			— —		
1 LED照明器具 (既築のみ対象)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)					
	メーカー： 型式・仕様					
	工事完了年月日			年 月 日		
2 太陽光発電設備 (既築のみ対象)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)					
	メーカー： 型式・仕様					
	設備の出力 (10kw 未満が対象) (小数点第三位以下切捨)				.	kW
	工事完了年月日			年 月 日		
3 おひさまエコ キュート (既築のみ対象)	事業費 円 (消費財等相当額含む。)					
	メーカー： 型式・仕様					
	工事完了年月日			年 月 日		
4 リチウムイオン 蓄電池 (既築のみ対象)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)					
	メーカー： 型式・仕様					
	設備の容量 (小数点第三位以下切捨)				.	kWh
	工事完了年月日			年 月 日		
5 電気自動車 PHEV車 (国補助対象車に限る。)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)					
	メーカー： 型式・仕様					
	残価設定型クレジットまたはリース モデルの場合			契約年数		年
	次世代自動車振興センター補助額 円					
	自動車納入年月日			年 月 日		
設置箇所		☐ 住宅 ☐ 店舗との併用住宅 ☐ 集合住宅				

※該当する低炭素化設備の数字を○で囲み、必要事項を記入してください。

※複数の低炭素化設備について申請する場合は、全てを○で囲み、必要事項を記入してください。

----- 事務処理欄 -----

受付年月日：

受付番号：低炭第 号

備考等：

様式第 4 号（第 7 条関係）

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給決定通知書

低炭第 号
年 月 日

様

鹿沼市
市長 松井 正一 印

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金については、次のとおり支給する旨を決定したので通知します。

支給金額	金 円
支給する商品券	
受取期限	年 月 日まで

- ※報奨金は、環境クリーンセンター 2 階窓口で受領できます。
※報奨金の受領時には、窓口でこの通知書を提出するとともに、実際に受け取る人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。
※受取期限を過ぎた場合は、報奨金を支給することはできません。

報奨金（商品券）受領書 低炭第 号

鹿沼市長 宛

次のとおり、鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金（商品券）を受領しました。

受領年月日	年 月 日
受領金額	金 円
受給者	住所 鹿沼市 氏名

委任状

私は、次の者に鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金（商品券）の受領を委任します。
（受任者）住所

氏名

事務処理欄

本人確認	運転免許証・マイナンバーカード その他（ ）
------	---------------------------

確認者

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金不支給決定通知書

様

低炭第 号
年 月 日

鹿沼市
市長 松 井 正 一 印

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金については、次のとおり支給しない旨を決定したので通知します。

1 不支給の理由

2 教示

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはありません。

報 奨 金 返 還 命 令 書

低 炭 第 号
年 月 日

様

鹿沼市
市長 松 井 正 一 印

年 月 日付け低炭第 号で支給決定をした鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報
奨金については、次のとおり支給決定を取り消したので、既に支給した報奨金を現金で返還して
ください。

1 取消の理由	
2 返還金額	金 円
3 返還期限	年 月 日

※報奨金の返還は、添付した納入通知書により金融機関の窓口で行ってください。
※この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできま
せん。